

第五十五回国会
衆議院
法務委員會議
録
第十二号

(三三〇)

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 安倍晋太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 岡澤 完治君

理事 千葉 三郎君

理事 村上 勇君

理事 中谷 鉄也君

理事 小澤 貞孝君

理事 松本 善明君

理事 大竹 太郎君

理事 中垣 國男君

理事 馬場 元治君

理事 加藤 勘十君

理事 横山 利秋君

理事 沖本 泰幸君

理事 岸高君

理事 井原 岸高君

理事 川島 一郎君

理事 高橋 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

理事 勝好君

ます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

富士見村を「大井町 富士見町」に、「鶴ヶ島村」を「鶴ヶ島町」に改め、「武蔵町及び西武町」を削り、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「菅谷村」を「嵐山町」に改め、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原市」を「市原市 八千代市」に改め、「千葉郡」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏市」を「柏市 流山市」に改め、「流山町」を削り、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷村」を「塩谷町」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑精町」を削り、同表吉原簡易裁判所の項を次のように改める。

富士 静岡県の内
富士市 富士宮市 富士郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村」を「山中湖村」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「篠ノ井市」「塩科郡の内」及び「信更村 川中島町 更北村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市(大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く)」を「更埴市(大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く)塩科郡」に改め、「塩科郡の内」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「吹田市」を「吹田市 摂津市」に改め、「三島郡の内」を削り、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「高槻市」を「高槻市 三島郡」に改め、「三島郡の内」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。

東大阪 大阪府の内
東大阪市内 八尾市

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺市」を「堺市 高石市」に改め、「泉北郡の内」を削り、同表

表羽曳野簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏原市」を「柏原市 藤井寺市」に改め、「南河内郡の内」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「和泉市」を「和泉市 泉北郡」に改め、「泉北郡の内」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京都 京都府の内
京都市の内
中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 南区
(南区役所久世出張所の所管区域を除く)

同表右京簡易裁判所の項及び向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

右京 京都府の内
京都市の内
右京区(右京区役所大原野出張所の所管区域を除く)

向日町 京都府の内
京都市の内
南区南区役所久世出張所の所管区域 右京区右京区役所大原野出張所の所管区域

乙訓郡 京都府の内

同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸 兵庫県の内
神戸市内の内
生田区 長田区 須磨区 兵庫区(兵庫区役所道場出張所、八多出出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域を除く)

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

第一類第三号 法務委員会會議録第十二号 昭和四十二年五月二十三日

く、垂水区(垂水区役所伊川谷出張所、榎谷出張所、押部谷出張所、玉津出張所、平野出張所、神田出張所及び岩岡出張所の各所管区域を除く)三木市 美濃郡

同表三田簡易裁判所の項及び明石簡易裁判所の項を次のように改める。

三田	兵庫県の内 三田市 神戸市の内 兵庫区兵庫区役所道場出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域
明石	兵庫県の内 明石市 神戸市の内 垂水区垂水区役所伊川谷出張所、榎谷出張所、押部谷出張所、玉津出張所、平野出張所、神田出張所及び岩岡出張所の各所管区域

同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小野市」を「小野市、加西市」に改め、「加西市」を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟婁町」、同表愛知須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「有松町、大高町」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「呉羽町」、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡の内」及び同表礪波簡易裁判所の管轄区域の欄中「西礪波郡の内」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「東野村」を「東野町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「松永市」及び同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃町」を削り、同表児島簡易裁判所の項を次のように改める。

児島 岡山県の内
倉敷市の内
児島支所の所管区域

同表玉島簡易裁判所の項及び倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

玉島	岡山県の内 倉敷市の内 玉島支所の所管区域
倉敷	岡山県の内 倉敷市(児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く)、総社市、都窪郡の内、早島町、茶屋町、山手村、清音村、吉備郡の内、真備町

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑邦町」を削り、同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「福富村」を「福富町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎玉島町」を「浜玉町」に、同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「多良見村」を「多良見町」に、同表宇佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐市、宇佐郡」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口浦及び赤瀬」に、同表三河簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口浦及び赤瀬」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉東村」を「玉東町」に、「信明村」を「信明町」に改め、同表鹿児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷山市」及び同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城町」を削り、同表郡山簡易裁判所の項及び三春簡易裁判所の項を次のように改める。

郡山 福島県の内
郡山市

三春 福島県の内
田村郡

同表平簡易裁判所の項を次のように改める。

赤湯	山形県の内 南陽市 東置賜郡の内 高島町
----	-------------------------------

同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴引村」を「鶴引町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川町」に、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太町」を「ニセコ町」に改め、同表富良野簡易裁判所の項を次のように改める。

富良野	北海道の内 富良野市 空知郡の内 上富良野町 南富良野町 勇払郡の内 占冠村
-----	--

同表十勝簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊頃村」を「豊頃町」に改め、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中神村」及び「大板東、大板東、津越、川崎、檜及び三俣」並びに同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大板東(大字板東、萩原、津越、川崎、檜及び三俣を除く)」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「檮原村」を「檮原町」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。井原法務政務次官。

○井原政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更しようとするものであります。

以下改正の要点を申し上げますと、第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、市町村の廃置分合により静岡県の吉原市が富士市の一部となりましたので、これに伴い吉原簡易裁判所の名称を富士簡易裁判所に変更するほか、これと同様の理由によりまして、布施簡易裁判所の名称を東大阪簡易裁判所に、平簡易裁判所の名称をいわき簡易裁判所にそれぞれ変更しようとするものであります。これらの名称の変更は、いずれも地元住民の希望をも考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。御承知のとおり、裁判所の管轄区域は、おおむね行政区画またはこれに準ずる区域を基準として定められておりますが、市町村の廃置分合により、現在尾道簡易裁判所の管轄に属している広島県の松永市が福山市の一部となりましたので、これに伴いその区域を福山簡易裁判所の管轄区域に変更し、また、現在福島簡易裁判所の管轄に属している福島県の大塚郡久之浜町及び大久村が

いわき市の一部となりましたので、その区域をいわき簡易裁判所の管轄区域に変更しようとするものであります。これらの管轄区域の変更は、いずれも、土地の状況及び地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廢置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なおうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○大坪委員長 次に、予備審査のため付託されております内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求めます。井原法務政務次官。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

(司法書士法の一部改正)

第一条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「代つて作成する」を「作成し、及び登記又は供託に関する手続を代わつてする」に改め、同条第二項中「書類」を「業務」に、「その業務」を「これ」に改める。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 前項の認可を申請する者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の認可手数料を納めなければならない。

第八条中「書類」を「作成して」を「業務を行なつて」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計を」を「資産及び会計」に改め、同条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(司法書士会の登記)

第十五条の三 司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(司法書士会の役員)

第十五条の四 司法書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、司法書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「(日本司法書士会連合会)」に改め、同条第一項中「司法書士会」を「全国司法書士会」に、「全国」を通じて一箇

の司法書士会連合会を「日本司法書士会連合会」に改め、同条第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本司法書士会連合会の会則)

第十七条の二 日本司法書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十五条第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる事項

二 その他日本司法書士会連合会の目的を達成するために必要な規定

(司法書士会に関する規定の準用)

第十七条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本司法書士会連合会に準用する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 司法書士会又は日本司法書士会連合会が第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その司法書士会又は日本司法書士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第二条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第七号中「会計を」を「資産及び会計」に改め、同条第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(調査士の登記)

第十五条の三 調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(調査士の役員)

第十五条の四 調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるところの役員を置く。

2 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「(日本土地家屋調査士会連合会)」に改め、同条第一項中「調査士会」を「全国調査士会」に、「全国」を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の会則)

第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

(調査士会に関する規定の準用)

第十七条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本土地家屋調査士会連合会に準用する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会が第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む。)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定の例による部分の規定は、公布の日から施行する。(司法書士法の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という。)による司法書士会(以下「旧司法書士会」という。)は、同条の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という。)による法人たる司法書士会(以下「新司法書士会」という。)となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。
- 3 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならない。
- 4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」という。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」という。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。
- 5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の例により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならない。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置)

6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

理 由

司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会の目的達成を円滑にするため、これらの会を法人とするとともに、その会則及び役員に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○井原政府委員 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

この法律案は、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会がいずれも法人格を有しないために、会員または連合会の構成員たる各会の指導、連絡、経済制度の採用あるいは会の活動または財産の取得、維持、管理等に種々の支障を生じている実情にかんがみ、これらの会に法人格を取得させるとともに、これに関する規定を整備する等の必要があり、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正しようとするものであります。次に、この法律案による主要な改正点を申し上げます。

第一に、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会は、法人とするものとし、いずれも政令の定めるところにより、登記をしなければならないものとしたしました。

第二に、司法書士会及び土地家屋調査士会の会則の記載事項を整備するとともに、司法書士会連合会及び土地家屋調査士会連合会の名称及び会則の記載事項を法定いたしました。

第三に、会則の記載事項中これらの会の代表機関等に関する事項を整備いたしました。

第四に、司法書士の業務の実態に即し、司法書士は、他人の囑託を受けて登記または供託の申請手続をもその者にかわってすることができ、これを法文上明確にいたしました。

第五に、司法書士の認可に関する事務の実情にかんがみ、認可を申請するにあたっては、千円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納付すべきものとしたしました。

以上がこの法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう希望いたします。

○大坪委員長 以上をもちまして、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に行なうことといたします。

本日の議事は、この程度にとどめます。

次会は、来たる二十六日午前十時より理事会、午前十時三十分、委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十一分散会

法務委員会議録第七号中正誤

ページ段 行		誤	正
四	一	た	た
五	一	な	な
六	二	取	取
七	三	も	も
八	四	納	納
九	五	得	得
一〇	六	い	い
一一	七	か	か
一二	八	い	い
一三	九	た	た
一四	一〇	い	い